

教育・子ども政策調査特別委員会会議記録

教育・子ども政策調査特別委員会委員長 吉田 敬子

- 1 日時
令和4年9月1日（木曜日）
午前10時0分開会、午前12時0分散会
- 2 場所
第3委員会室
- 3 出席委員
吉田敬子委員長、千葉秀幸副委員長、関根敏伸委員、小西和子委員、佐藤ケイ子委員、
工藤勝子委員、臼澤勉委員、武田哲委員、工藤大輔委員、佐々木努委員、
千田美津子委員、木村幸弘委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
吉田担当書記、藤澤担当書記
- 6 説明のため出席した者
認定特定非営利活動法人児童虐待防止協会 理事 八木 安理子 氏
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
(1) 調査
児童虐待の現状と防止への取組について
(2) その他
次回の委員会運営について
- 9 議事の内容

○吉田敬子委員長 ただいまから教育・子ども政策調査特別委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程のとおり、児童虐待の現状と防止への取組について調査を行いたいと思います。

本日は、講師として認定特定非営利活動法人児童虐待防止協会理事の八木安理子様をお招きしております。皆様の資料の講師御略歴には書いておりませんが、3年ほど前から岩手県立大学でも御講義をされており、コロナ禍においてはオンラインでの御講義でしたが、今回岩手県に来ることができ、大学の教員ともお話しすることができたとのことで、付け加えさせていただきます。

では、八木安理子様をお招きしておりますので、御紹介いたします。

○八木安理子参考人 皆様、こんにちは。八木と申します。大阪府から参りました。大阪府は、私が出たときはかんかん照りの33度で、通常よりは過ごしやすいのですが、こちらでは持ってきた日傘が雨傘として役に立ちまして、本当に涼しく、そしてお優しくしてくださる方々が道々にいらっしゃって、感激しております。初めての岩手県でございますので、きょうはどうぞよろしくお願ひいたします。

○吉田敬子委員長 御略歴につきましては、お手元に配付している資料のとおりでございます。

では、本日は児童虐待の現状と防止への取組についてと題しましてお話いただくこととしております。

八木様におかれましては、御多忙のところ、このたびの御講演をお引き受けいただきまして、改めて感謝を申し上げます。

これからお話をいただくことといたしますが、後ほど八木様を交えての質疑、意見交換の時間を設けておりますので、御了承願ひたいと思います。

それでは、八木様、よろしくお願ひをいたします。

○八木安理子参考人 丁寧に紹介の文書を作ってくださいましたので、また見ていただければと思うのですが、私自身30年弱市町村で子ども家庭相談や、子どもの相談、虐待対応を続けておりました。そのような経緯から、児童虐待防止協会の理事を4月からやっております。

初めに、少し児童虐待防止協会の御紹介をさせていただきたいと思います。スライドが音楽つきで流れていきますので、それに沿ってスピーディーにお話しさせていただきます。

児童虐待防止協会は、1990年に子どもの虐待防止のために設立された日本で初めての民間団体です。私たちのビジョンは、子ども虐待を生み出さない、人としての命と成長が大切にされる社会の実現です。子ども虐待は、親、家庭、子ども、社会のさまざまな問題の絡まりの中、孤立感や孤独感、無力感を抱く中で深刻化していきます。

私たちは、孤立をなくすことによって子どもの虐待を防止し、予防するための市民、支援者を含めたサポート体制を、社会全体のつながりで構築していくことを目指して活動しています。具体的には、電話相談事業、高校生からの予防を目指す子ども支援事業、地域支援サポート事業になります。

電話相談事業は、当初から開設している子どもの虐待ホットラインです。

二つ目は、子ども支援事業です。高校での授業に出向き、教員の方々と交流を図りながら、虐待予防を目的として子どもたちがグループで考える授業を展開します。実際に授業に参加した高校生からは、自分に引きつけて考えることができたなどの感想が寄せられています。

三つ目は、地域支援者サポート事業です。研修会や懇話会の開催、母子のグループケア活動への参画、講師の派遣など、地域支援者をサポートすることを大切に取り組んでいる活動です。

オレンジリボンとは、子ども虐待防止のシンボルマークです。私もつけておりますが、きょう幾つか持ってきております。支援団体としてオレンジリボンバッジを販売するとともに、啓発活動に取り組んでいます。

また、当協会では、寄附や会員なども受け付けています。

以上、駆け足で説明をさせていただきました。また、詳しくはお手元の資料をご覧ください。

続きまして、虐待防止の現状をお話をさせていただきたいと思います。きょうは特に地域連携、児童虐待が重症化してから対応するというのではなくて、どのようにして事前に、そして重症化しないように地域で支援していくかを中心にお話をさせていただきたいと思います。

まず、子ども虐待とは、親または同居の親族などによる子どもの心身を傷つけ、子どもの健全な成長・発達の妨げになる行為のことで、幾ら親御さんが愛情深く一生懸命子どものことを考えていたとはいえ、子どもにとって深い傷をつけるということは、児童虐待になります。

児童虐待は厚生労働省による定義の中で、殴る、蹴る、たたくなどのほかにも、例えば縄などによって一室に拘束するようなことも身体的虐待になります。

ネグレクトは育児の放棄と言われますが、食事を与えないとか、ひどく不潔にするとか、そして最近取り沙汰されている、自動車の中に放置するとか、夜間放っておくというようなこともあてはまります。また、重い病気になっても病院に連れていかないなどの医療ネグレクトもあります。

性的虐待は、子どもへの性的行為だけではなく、性的行為を見せるとか、ポルノグラフィーの被写体にするなどもあります。

心理的虐待は、言葉による脅し、無視、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう、面前DVも心理的虐待になります。

子ども虐待の要因や影響ということで、まずは保護者側のリスク要因としまして、心身の障がいや疾病などが背景にあり、結果的に児童虐待の状況になっている場合や、育児上の知識、技術の不足、また望まぬ妊娠、被虐待歴があることなども背景としてあります。親御さんの攻撃的、衝動的な性格、ストレスに耐える力が弱かったり、コントロールの弱さがあることもございます。

また、養育環境のリスク要因としては、不安定なパートナーの関係、夫に浮気相手がいるとか、パートナーの暴力などです。その不安定な中では、子育てが大変な状況で、より一層子どもに暴力が向かうようになりかねません。そして、社会的孤立、支援者の不在、経済的な不安定さなどもあります。

子どものリスク要因としては、何らかの育てにくさを持っている子どもという場合がありますが、児童虐待はあくまでも子どもの問題ではなく、申し上げた様々なリスク要因が絡み合って起こるのです。

次に、虐待の子どもへの影響です。身体的影響としまして、打撲、骨折、頭蓋内出血といった体に起こってくるものもございますし、栄養障がいや体重増加不良など、食べさせてもらえなくて成長しないことがあります。愛情不足による成長ホルモンが抑えられた結果、身長が止まってしまうこともあります。ときにはお子さんを一時保護をしたことで、急激に身長が伸びたこともあります。これは単に小さいお子さんだということではなく、虐待による影響が考えられることもあります。

また、知的発達面への影響ということで、十分な言葉がけができていなかったり、安心できない環境での生活によって、もともとの能力に比して知的発達が十分に得られない場合もございます。

次に、心理的影響です。対人関係の障がいでは、生まれたときからミルクをもらい、おしめを替えてもらい、最も安心を与えてもらえるはずの保護者から虐待を受けるということは、子どもが基本的信頼関係を構築することを阻害されてしまいます。そうすると、他人への信頼関係も構築されず、対人関係について常に問題を持っていきます。小学校、中学校も引き続き持ってしまう、中には施設に入れても自分が虐待されるように行動してしまう子どももいます。

また、ばかだとか、のろまだとか、死んでしまえという暴言や虐待を受けることを、自分が悪いからと思ったりして、低い自己評価にもなります。

行動コントロールということでも、暴力で問題解決することを家庭の中で学んでいくと、攻撃的、衝動的になります。研究の中では、暴力を振るわれることによって、考える力、思い直す力がつかないような、脳への影響を受けてしまい、こうしたら先生に怒られるなとか、こうしたらあの子が傷つくだらうなということが考えられなくて、学校でも暴力を振るってしまうことがあります。

多動というのも刺激に対して過敏になりやすくて、そうすると落ち着きがなくなり、一見ADHDと診断されるようなお子さんのベースに虐待があるというようなこともわかってきています。

また、心の傷です。トラウマが将来にわたって子どもの行動、心に影響を与えます。急に殴られている場面がフラッシュバックして、手が出てしまうような心的外傷後ストレス障がいがあるお子さんもいらっしゃいますし、偽成熟性といまして、日頃大人の顔色を常に見ながら生活しているので、一見いい子のように成長していきますが、思春期を越えてさまざまな問題が起こることもございます。

また、精神的な症状があらわれるお子さんもいらっしゃいます。

そういった意味で、児童虐待を防止していくことは、子どもの一生涯にわたっての成長に影響するため、重要なこととなります。

児童虐待の現状ですが、厚生労働省の福祉行政報告例では、令和2年度の児童相談所が20万5,040件、市町村が15万5,598件で、年々ふえています。

きょうは、この見慣れた数字の詳しい状況を見ていきたいと思います。それがこちらになります。児童相談所と市区町村は、どちらも児童虐待の通告を受けますが、それがどのような経路から入っているのかを見ました。児童相談所は警察が半数になっております。先ほど申し上げました面前DVであるとか、地域からの警察通報がふえているということになります。この中には、泣き声が聞こえるという通報があったが、実際には、お風呂が嫌いで泣いていたという情報もありまして、そういったところを1件1件児童相談所が丁寧に見ていくこととなります。

次いで、近隣知人ですが、これは189の浸透によって件数がふえてきていると考えられます。

一方で市町村への経路別は、児童相談所からが4分の1となっていますが、そこまで重度ではないものを市町村が対応するケースもふえていると思いますし、施設から帰ってきた子どもたちが地域で過ごせるように送致されるケースがふえてきているということだと思います。

ほかには学校、保育所、そして福祉事務所、生活保護や障がい福祉などの福祉事務所からの相談が多くなっております。一番子どもたちの身近な学校や保育所や、家庭を訪問をしたり、親御さんに会う障がい福祉や生活保護の担当からの情報というのは、虐待が確実であることが多いです。学校の先生がこれは危ないとか、保育所の先生が子どもの体重が減ってきていることに気づくというのは、虐待が明確だということです。あとは、母子保健の中で、小さい子どもを見ている保健センターからの情報も同様です。

ちなみに、家族・親族といったものは、児童相談所と市町村と同じパーセンテージになっています。

次に、相談の種別です。児童相談所のほうが心理的虐待が最も多く、6割ぐらいです。恐らく児童相談所というのは身体的虐待のような重いケースにかかわっているというイメージがあるのですけれども、実際は警察からの通報による心理的虐待がこれほどふえているということになります。

一方で、市区町村は27%となっているネグレクトが多いです。これは、地域の生活場面で、長く継続的にその家庭を支援していく市区町村の特徴と考えられます。

続きまして、虐待者になります。児童相談所は実父、それから実父以外も含めてですけれども、これで大体45%以上で、どうしても身体的虐待の加害者、それから面前DVの加害者という形で実父が多くなっております。比較しまして、市区町村は55.5%、半数以上が実母になります。これを考えますと、市区町村は、地域の子育て支援を丁寧にしていく役割を担うことになろうかと思えます。

次に、児童虐待による死亡事例等の検証結果ということで、毎年厚生労働省の社会福祉審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会で、1年間で虐待によって死亡した子どもの調査、検証を行っています。日本では、毎年60件前後の子どもが最も

大切にされるはずの保護者から児童虐待によって殺されてしまう、死んでしまうことがあります。これを考えてみると、1週間に1人は亡くなっていることになります。

これは1回目から17回目までをカウントしているのですが、ゼロ歳児の割合は47.5%ですので、1歳のお誕生日を迎えずに、お誕生日の1本のろうそくを立てて祝ってもらう前に、半数は亡くなっているということです。その中でもゼロ日児の割合は18.5%です。ゼロ日というのは、病院で出産をされていない、産み落としてそのまま殺してしまったとか、トイレで産んでしまったとか、生まれてきたが、どうしていいかわからないからそのまま捨ててしまったような事件のことです。

3歳児以下の割合は76%ということで、これを考えると、母子保健で乳幼児の間をしっかり支援すること、それからゼロ日の死亡を考えると、生まれて3、4カ月健診を待たずして、出産前からかかわることが必要で、現在は市町村で特定妊婦の支援というのがスタートしているところです。

加害者の割合は、実母が54.4%と最も多くなっていますが、これは実母がひどい虐待者だということだけではなく、お母さんに保育、育児全てがかかっていることのあらわれだと考えられます。

妊娠期、周産期における問題では、遺棄が29.4%と最も多く、これはゼロ日の死亡も含まれていると思います。あと、予期しない妊娠が多くなっていますし、妊婦健診の未受診の状況が26.5%です。

家庭における地域社会との接触がほとんどないという事例が4割近くあります。これは、児童虐待が孤立、孤独といったこととつながっていることを物語っていると思います。

それでは、少し具体的な事例をお話をして、イメージをしていただこうと思っておりますが、個人情報保護の観点から事例を一部変更して報告します。まず、役所の窓口に来られたひとり親家庭の事例です。3歳の息子を連れて、保育所の申し込みの手続きで来庁されました。申し込みの窓口で、3歳の長男が言うことを聞かないんです。このままでは将来が心配なんです。大丈夫なんですかとお話をしたそうです。これは、実はなぜ相談場所がわかったのかというと、申し込み窓口の人が、役所に子ども家庭相談の窓口があるから、ここに相談したらとうまくつないでくれたのです。保育所の申し込みの窓口には、最近コンシェルジュがいたり、あとは保育士が本庁で勤務されて、親子関係を丁寧に見ています。

このようなケースを多く経験してきました。幾つか紹介したいと思います。初めは、相談を聞いても、単に心配し過ぎではないか、過保護ではないか、誰もがそんなことあるよ、心配ないよと思ってしまうかもしれません。ただ、実際の例ですと、DVの夫と離婚したのだけれども、子どもとその夫の暴力的なところが似ているという場合です。2歳、3歳は反抗期と言われます。嫌だとか、食べたくないとか、違うなどと文句を言います。そして、昨晚物を投げたことに腹を立てて、思わず首を絞めてしまったようです。ゆっくり話を聞いていくと、こんなことがあったということがありました。

ほかにも、もうすぐ再婚するのですが、その相手に3歳の子供がいます。前の奥さんにちゃんと育てられていないのです。前の奥さんはひどい人なのです。だから、この子はしつけがちゃんとできていないので、将来どんな子になるかわかりません。私がたたき直そうと思っています。というような場合もあります。

実際にこのまま虐待に移行してしまいそうなケースもありました。こういった、お母さんが頑張ろうと思うがあまりに、ついつい子どもの行動に前の奥さんの陰を感じて、それを払拭しよう、私が直してみせようということが過度な暴力につながってしまうというケースが、決して少ないわけではありません。現在は、4組に1組が再婚家庭だと言われていて、決して珍しいことではありませんので、どう支援していくかがとても大事になります。

次の例は、相談者の方がこういいました。赤ちゃんのときに自分が精神的に不安定になって、産後鬱状態だったのでしょうか。一時保護を勧められて、少し安定して引き取って育てているんだけど、私がこの一時保護をしたことで、子どもはずっとうらんでいるんじゃないか。それが影響して、子どもの行動や反抗期が、こんなことになるのは、私を責めているんじゃないか。私のせいじゃないか。このように心配されているケースもございました。

初めに窓口で、子どものことが心配と言ったときに、こんな背景がそれぞれにあるということ。これを考えますと、まず保育所の申し込みのときに、コンシェルジュもしくは保育士さん、また児童扶養手当の窓口、生活保護のケースワーカー、子育て支援センターの職員達が気づき、こんな話があったときには、子ども家庭相談につなげてもらわなければいけません。これは市町村子ども家庭相談部署、もしくは児童相談所の人専門性を幾ら高めても、役所の全体の力がないといけません。この気づきの力をどう育てていくかというのは、地域支援の強化になります。

もちろん、相談を受ける側の専門性も大事です。今のような話があったときに、大丈夫だよ、お母さん。気にしないでいいよ。大体子育てってそんなものだから頑張らなさい。地域に相談しなさい。と言ってしまったら、もうこの人は二度と誰にも相談しないだろうと思います。丁寧に話を聞きながら、子どもが言うことを聞かないとか、訴えてきた言葉だけにとらわれず、その言葉の裏側にある背景をしっかりと聞いていく、耳を傾けるという、この専門性が問われます。ということは、初めのところで間違えると、結局虐待死につながるということなのです。

大阪では、死亡事件が後を絶ちません。我々にとって非常にショックだったのが、10年ほど前のお母さんが、彼氏との付き合いのほうで大事になってしまって、家の中に2人の子供を置き去りにして餓死させたという痛ましい事件でした。これを調査してこられた方のお話では、お母さんは1度役所に電話をしているようです。そのときに、生活が大変だということをお母さんは1度役所に電話をしているようです。そのときに、生活が大変だということをお母さんは1度役所に電話をしているようです。そのときに、生活が大変だということをお母さんは1度役所に電話をしているようです。

をもらえず、そして保育所に入れることもできないまま困り果てて、逃げてしまい子どもが死亡に至りました。窓口の力をしっかり育て、相談の力を育てていくということが大事になると考えています。

次に、ここに書いている2番、3番、4番で報告したいと思います。1件は、子どもがかわいいと思えないと言ったお母さんの相談で、このような相談は何件か受けてきました。あるお母さんは、とても子どものことが大好きで、保育士とか幼稚園の教員の資格も持っておられました。自分の理想を持って育児を始めたのですけれども、言うことを聞かず、泣き叫ぶ子どもに苛立ってしまう。ときには、育休期間中ずっと向き合っていると、たまらなくなってしまう。自分は何て悪い親だ。もう子どもがかわいいと思えない。こんなことを思うなんて、私は死んだほうがましかも。子どもと一緒に死んでしまおうか。と泣きながらお話しされました。このような事例は、決して珍しくはありません。一生懸命なお母さんほど頑張らなくてはとっと思ってしまう、これがエスカレートすると実際に手が出てしまうという行動になるかもしれません。

また、あるお母さんは、2歳の子どもが、ママ大好きと抱き着いてくるのが無性に気持ち悪くなって、振りほどいてしまうのです。子どもがかわいくないという相談でした。お話を聞いていると、お母さんは、自分の母親の再婚相手に性的な虐待を受けていたのです。肩に手を回されたり、お布団の中で体を触られたりする。その思いが子どもに肩に触れることでフラッシュバックしてしまいます。どうしていいのかわからないと泣いていました。この方も何年もかけて、子どもとの距離の取り方を身につけていけました。

また、あるお母さんは、子どもの頃からずっと殴られて育ったとおっしゃっていました。そして、子どもに、どうしてこんなこともできないの。何でちゃんとしないと。1歳半健診の会場で、保健師さんに、お母さん、子どもをかわいがってあげてね。優しくしてあげてね。できたねって褒めてあげてねと言われたそうです。かわいがるって何。どうしたら子どもが喜ぶの。私はそんなことされたことないからわからないとおっしゃっていました。親に殴られていたあるお母さんから、八木さん、1時間ずっとぶっ通しで殴られたことがあるかと言われました。痛くないんだよ。心に蓋して、痛さを自分の体から飛ばすんだとおっしゃいました。どんなに怖いでしょう。自分よりずっと体の大きな大人に殴られ続ける絶望感、そしてもうどうしようもないと諦め、そんな中で子育てをどうやっていいかわからないのです。

私たちは子育てをするときに、自分がされたことを結構するのです。痛い、痛い、飛んでいけと言っても、飛んでいってはいないのですが、泣くのを我慢すると褒めてもらえて、またそれを子どもに言ったりします。子どもへの叱り方がわからない親御さんもいるということです。

ごみ屋敷と通告を受けておうちに行かせてもらって、かかわりの中で見えてきたお話です。おうちの中がぐちゃぐちゃで、そしてお母さんもお父さんもどちらかという窓口ですぐ大声でどなる方でした。訪問したときも、うるさい、お前らは関係ない、出ていけ、

役所のやつにわかるはずがないという、全然かわりようがないようなスタートでした。何度か行くと、何かこんなのが来てるのだけど、どうしたらいいのかわからないと。例えば給付金だったり、市役所関係の書類の書き方を聞いてくるようになりました。確かに役所の文言って難しいですよね。保育所の申し込みでも、源泉徴収税額によってとあると、ここでもうわからなくなります。

そのようなことで、一緒に窓口に出かけたり、お話を聞いていく中で、お母さんは小さい頃から全然勉強ができなくて、小学校からほとんど教室に入っていなかったようです。そんな話を家庭訪問のたびに話してくれて、数か月後に、初めてちゃんと話を聞いてもらえた、と言ってくれました。中には療育手帳を取るようになったお母さんもいらっしゃいます。暴言を吐くので、周囲からは口が立って何だかしっかりしているように思われるのですが、本当は何もわかっておらず、それで、わからないことを言われて腹が立つということがあります。窓口でどなる方の中には、きっとそんな人がいるかもしれません。

でも、考えてみてください。そのお母さんが小学校1年生ぐらいの知能で子育てをして、役所に行ったり、保護者としての役割をすることが、どんなに大変なことだったのだろうと思うのです。この方は、保健師さんから予防接種の受け方とか、曜日だとか、そこから教わっていました。11時に集合ということは、歩いて10分だったら10分前に向かわないといけないですが、1年生にとっては難しいですよ。もっと難しいのは11時10分の20分前、10時50分という本当に難しく、こんなことを一つずつ丁寧に覚えてもらわないといけないのです。小学校に行っても宿題の内容が本人もわからないし、ましてや学校からもらってくるお便りが読めなかったりするのですけれども、一つずつ丁寧に言葉をかけてもらっていました。

4番目は、親御さんが鬱の方で、お子さんがなかなか登校できないというものです。日本は鬱病が欧米に比べて若干少ないと言われていますが、一生の間に鬱、もしくは神経症的な症状になるのが100人のうち18人、18%といわれているのです。ここへ統合失調症などを付け加えますと、5人に1人は一生の間に精神障がい症状に陥ると考えられます。別の統計では、その中でも40代の女性が多いというのです。それを考えると、一番の働き盛りで、なおかつ子育て中ということが見えてきます。

今いわれているヤングケアラーも、当然のことながら、親御さんが精神的に不安定になったり辛くなると、どうしても養育ができなくなってきました。食事をつくらうにもつれない、もしくは朝起きようと思っても、睡眠薬を飲んでいることによって起きられなかったり、中にはリストカットをしてしまう人もいます。多量に服薬をすることをオーバードーズというのですが、子どもは、ママを不安定な状態のまま家において登校したら、ママが死んでしまうのではないかと心配して学校に行けません。

ある子どもは、前の晩にお母さんがオーバードーズ、多量服薬をして救急車で運ばれ、お母さんが帰ってくる明け方まで心配で眠れなかったのですが、朝、学校へ行くと、何で遅刻するのだと怒られたそうです。お母さんも精いっぱいやっているのですが、できない。

そして、親として学校に行かせるという当たり前のことができない情けなさ、辛さがあります。そして、学校の先生に顔を合わせるのが辛くて学校の参観日にも懇談にも行かなくなる。そうすると、学校の先生は、親は何を考えているのだと、関係が悪循環になることがよくあります。

子どもとかかわる中で、親御さんの思いを伝えたり、現状をお伝えすることで、学校の先生が理解して、来られただけでもすごいから、おはようって言ってあげますねとか、家に帰って宿題なんかできそうにないので、学校で宿題を見ますねと言ってくださる先生がいます。このように気づいたところから支援がスタートすると感じています。

これらのケースの中でも感じますが、虐待の背景にある問題はさまざまで、一つずつ考えていくと、果たしてこれは親の責任とだけ言えるのだろうかと思うこともあります。そういった意味では、児童福祉法第2条の、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うということを、本当に身にしみて感じるところです。

在宅支援について考えると、虐待を受けた子どものうち、児童養護施設に行く子どもは10%に満たないとのこと。つまり、9割以上が地域で在宅支援をすることになります。そういう意味では、地域で多様な機関によるきめ細やかな対応をしていくこと、地域ネットワーク支援の構築と目的の役割分担が必要です。ただ家庭訪問に行っただけではなく、きょうはここを聞いていこうとか、この家族にはこの支援が必要だとか、今回はこの情報を手に入れようなど、目的を持った支援や役割分担が必要になりますし、児童相談所と要保護児童対策地域協議会、市区町村の調整機関の連携と協働が欠かせません。

リスクの程度が高い場合には児童相談所が一時保護をしたりとか、施設入所とか、さまざまな法的権限を持って対応します。子育て世代包括支援センターは丁寧に、ポピュレーションアプローチとして全ての子どもたちに健診でかかわって支援をしていきます。そして市区町村の子ども家庭総合支援拠点、いわゆる市町村の子ども家庭支援部署、子育て相談や子ども家庭福祉の施設があって、軽度から重度まで全部を要保護児童対策地域協議会でかかわることになります。

要保護児童対策地域協議会というのは、代表者会議、実務者会議があり、あとは個別ケース検討会議で随時関係する人たちが集まることがあります。この大切なところは、例えば、この家族に地域での丁寧な支援が必要なときには、地域子育て支援をして、そしてお母さんがどうしても育てられない状況にある場合には保育所入所もあります。そして、経済的に困窮していれば生活保護、また親御さんの障がいや、お子さんの障がいなども含めてヘルパーの派遣や、母子保健で妊娠期からのかかわりを持ったり、親御さんの精神疾患には保健所と連携していきます。また、民生委員、児童委員、主任児童委員さんたちが地域の見守りをしてくれますし、ひとり親からの相談を受けてヘルパー派遣や資金の貸付け、そして出産費用を助産制度で、とさまざまな支援をしていきます。また警察、消防による

通報対応、医療機関ではもちろん医療のほか、危ないときには入院をさせて、親と子どもを離したり、そして原因をしっかりと突き止めることもしてくれます。

教育委員会、学校、幼稚園では、教育や生徒指導、幼児教育を、そして児童相談所では法的対応や専門的相談というように、児童虐待は一つの機関で何とかなるものではありません。いろいろな問題がさまざまに絡み合っている分、問題は複雑で、それぞれの機関がそれぞれの得意分野を生かしてかかわっていくということになります。

虐待通告があると、まず調査をしますが、先ほどのように、傷やあざが10センチという情報だけでは、虐待が重い、軽いとはわかりません。万引きをした子どもに、何をしているのか聞いたときに、偶然肘が当たってしまった10センチなのか、お母さんが家の中で暴れて、物を投げて当たった10センチなのか、お父さんがお母さんを常に殴っていて、やめてと言った子どもに殴りかかった10センチのあざなのかで全然違います。家庭としての問題をしっかりと把握し、緊急受理会議を開きます。これは市区町村も児童相談所も一緒に、そこでリスクアセスメントをして、子どもの安全確認をします。そして、訪問や面接、地域での支援をしていくのですが、虐待であれば実務者会議で要保護児童として対応していく場合もあります。場合によっては、緊急受理会議を行って、すぐ保護する必要がある場合には、児童相談所が一時保護をする場合もあります。

それ以外の子どもは、虐待があったときにかかわるだけではなくて、定期的に要保護児童対策地域協議会で進行管理をします。そして、進行管理だけではなく、ネットワークで継続的に支援をしていくということが要保護児童対策地域協議会には必要とされています。

児童相談所が児童養護施設などの施設で親子分離、もしくは一時保護のような法的権限も含めて専門的な指導をします。すると、市町村は要保護児童から要支援児童、そして子育て支援でもリスクの高いケースにかかわることになります。母子保健は、全ての子どもを1歳半健診で見ていくことになります。そして、地域子育て支援では子育て支援を中心に担っていくということで、それぞれの役割で支援をしていくことになります。

児童虐待の未然防止と予防、虐待が重篤になってから保護しようということではなく、それ以前に、不安なときからかかわって、未然に防止していく。通告は支援のスタートだと我々は思っています。親御さんが自分から相談に来られない分、通告があってからやっとかかわることができるケースもたくさんあります。

そして、早期に発見して早期に対応すること。軽度だから放っていてもいいのではなく、軽度を中度にしない、重度にしない。重度になってからかかわるのではなく、中度になったから一生懸命訪問に行くのではなく、軽度のうちから重症化防止を行っていく。

そして、福祉、保健、医療、教育、地域のきめ細やかな支援と地域ネットワークによる継続的な支援を行う。先ほど事例を申し上げましたが、1カ月や半年、1年かかわったぐらいで改善するようなものでもありません。その人が生きてきた歴史も含めて、地域で生活支援をしていく必要もあります。そういった意味では、継続的な支援をしていながら、

地域支援、家庭支援、住民支援を目指してみんなで支え合い、支援の輪をつくっていくというように考えております。

報告は以上になります。御清聴ありがとうございました。

○吉田敬子委員長 先生、大変貴重なお話をいただきましてありがとうございました。これより質疑、意見交換を行います。ただいまお話しいただきましたことに関し、質疑、御意見等がありましたら、挙手をお願いいたします。

○工藤勝子委員 具体的に事例を挙げながらお話しただいて、非常に勉強になりました。

全国的に児童虐待がふえる中、児童相談所の人材をふやすということで政府が動き出したと思っているのですけれども、実際にどれくらい増強されたのでしょうか。当初は全国で約 5,000 人という話もあったと思いますが、その点についてどのように捉えているのでしょうか。

それから、八木先生のような活動に取り組んでいる NPO 法人は全国にどのくらいあるのでしょうか。

これからも少子化になっていきますし、出生率もコロナ禍でどんどん落ちていきます。そのような中でも、虐待が減らないでふえていくという状況は、お話にあったいろんなネットワークや、地域の方々が目を向けて、相談の電話をするということからふえていっているのでしょうか。少子化になって、さまざまな取り組みがこのように行われている中ですので、虐待は少なくなつてほしいと思っています。子どもは宝でもありますし、将来の社会を担う子どもたちが健全に育ってほしいと願っているわけでありまして、その辺をどのように捉えているのかお聞きしたいと思います。

○八木安理子参考人 私が十分に伝えられなかったことも含めて質問していただいたので、大変ありがたいです。

児童相談所につきましては、近年どんどんふやしていきまして、私の地元の大阪府内全域でも 100 人、毎年新しく採用されているような状況です。新しい人がどんどんふえていく中、20 年、30 年のベテランの人たちが少ない状況ですので、指導が大変です。これから進んでいくのがスーパーバイザーの体制と言われています。いわゆるベテランと新人ですが、少し上の 5 年目ぐらいから 10 年目ぐらいの人たちがしっかり後輩を育てています。このように児童相談所はスーパーバイズ研修という形で人材育成が進んでいます。実際、新しい人たちが多く入ってきたり、一方で人材の取り合いになっているという話を聞きますので、今は若干の混乱期です。若い人たちが、児童相談所は大変そうだと知っているのをテレビで見るので、児童相談所で頑張っている人が多いわけではない中、大阪市、堺市、大阪府はそれぞれに児童相談所がありますので、職員の取り合いになっていきます。地方になると、専門職を養成する大学が少なくて人材が集まらず、市町村も児童相談所も人員不足という声も少し聞いております。統計的なことが今すぐ言えないのですけれども、そんな状況でございます。

NPO におきましては、さまざまな支援をしている団体がふえてきていきまして、東京、

名古屋などでは我々のように児童虐待防止協会という形で活動しているところもあります。地域で草の根的にネットワークを構築している方や、自分自身が虐待を受けて、すごく辛い思いをしてきたという方々がNPO法人を立ち上げて、支援をしている方々もふえてきていますので、そういった意味ではこれから民間活力の協力や支援というのが進んでいくと考えております。

児童虐待の増加につきましては、私自身の経験の中で感じるのは、やっとな、これって虐待だよねと言えるようになったことは大きいと思います。虐待をしている親御さんにお会いすると、私だって顔がぱんぱんに腫れるまで殴られたよとか、昔はそんなもんだったとか、そんな甘いこと言っているから子どもが育たないとお話をされる場合もあります。その方は、今になって感謝していると言っていました。話を詳しく聞いていくと、殴られているときは生きた心地がしなかったと言っていました。必死になって怒ってくれたことが愛情だと思っている方もいらっしゃいます。

しかし、それを誰にも言えなかったと聞くと、今はそれを言えるようになったり、発見できるようになったともいえます。欧米の虐待件数の多さに比べると、日本は1,001人からスタートしていますので、虐待が本当にそれだけとは考えられないです。こんなにふえてきたというよりは、わかるようになってきたのだと思います。

ただ、新型コロナウイルスの感染防止策によって、子どもも親も一緒に家の中にいる時間がふえて、ちょっとしたことに苛立つとか、そういうお声を聞いていると、この数年間なかなか辛い状況にあると感じております。

○**工藤勝子委員** 今コロナ禍という中で、岩手県でも感染者が少し減ったかなと思うと、またふえたり、そういう状況になってきておまして、それでも経済を回すという中で、職を失うというか、休職になるとか、母親も父親もそういう状況になって、生活が困窮してくると、そのストレスみたいなものが逆に子どものほうに向いていくのではないかと。子どもも常に学校が休みになっているということで、そういう形で虐待が少しふえてきたのかなと思っております。コロナ禍が児童虐待に与えた影響を八木先生はどう捉えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

また、家庭の中で実の父親と母親が加害者ということが多いわけですが、母親が多いということは、子どもと向き合っている時間が父親より多いのだらうと思いますし、今ひとり親家庭というのも私の身の回りにも非常にふえてきている状況でありまして、そういう中で母親が多いという結果が出ているのかと思っています。夫婦で共に子どもを育てていくというのは理想ですが、男性にも共に育てるという子育ての理解をもっと持ってほしいと思っているのですが、先生はどのようにお考えでしょうか。

○**八木安理子参考人** 新型コロナウイルス感染症の感染予防対策によって夫が家にいる時間がふえ、夫婦の会話がふえたとか、こんなにいいところがあったのかと改めて感じたという報道があったので、コロナ禍の中で、そのような方々もやっぱりいらっしゃるのだらうなと思いました。

確かに、家庭的にも、経済的に辛くなっているが、夫が家にいることによって、家事をしてくれるということも聞いたことがあります。しかしそうではない家庭も多いのです。

そして、みなさん、学校や保育所が休みになって、通常なら外へ行ってきなさいと言えらるのですが、外に行けないので、子どもが家の中で遊んでいると、どの親でもどなることがふえるということですので、脆弱な家庭の場合はなおさらです。

そして、DVで深刻なのは、夫が家にいることで、DVの相談すらできないことです。こちらから電話をかけたくても、いつ夫がいるかわからないので、待つしかないという辛さがあります。

一番心配なのは、なおかつ学校が長期休みのときには、子どもからのSOSが届かないことでして、学校がスタートしたときに虐待通告がすごくふえました。子どもにとって学校がいかに本当に困ったときに相談できる場だったのかを改めて感じたところです。

子どもたちに保育所や学校といった通える場をつくって、何かあったときに相談できるようにしておくのは、本当に大事だと思いましたので、そういった意味でのコロナ禍の影響は大きいと思います。

一方で、さまざまな市町村のかかわりで、コロナ禍であえて家庭訪問をして、子ども食堂が開けない間だったので、お弁当を持って行って、家の中の様子を見たところもあります。それから、地域で食べ物が売れなくなり寄付していただいたケーキやゼリーなどを心配な御家庭に配って回り、家庭訪問をすると、和やかに話ができて、いつも聞けない相談が聞けたということもあったそうです。

コロナ禍でとても深刻な状況ではありますが、市町村が機転をきかせた取り組みでアウトリーチして、少し支援を深められたという情報を聞くと、そういうことを考えるチャンスなのだと感じたところです。

育児が母親にどうしてもかぶってくるという中で辛さを抱えているということ、ひとり親の経済的な問題、そこに加えておじいちゃん、おばあちゃんに支援者になってもらえているということが要保護児童の場合は少ないです。なぜかという、離婚したり、もしくは結婚するときに反対だったおじいちゃん、おばあちゃんは、そこでもう関係が悪くなっているという場合もありますし、虐待の連鎖として、実はおじいちゃん、おばあちゃんが虐待していて関係が悪いということもございまして、ひとり親だけではなく、そこに支援者がいないというのも二重苦、三重苦で大変な状況になろうかと思います。

一方で、お父さんですけれども、実は私は親支援プログラムをしております、当初はお母さん向けのプログラムをずっとやっておりました。お母さんが、怒り方がわからないとか、上手に言えないとか、腹が立ってしまうとか、みんなはどうやっているのかをグループで話すプログラムを行っていたのですが、そのうちにお父さんも必要ではないかということで講座を開きました。

そうすると、お父さんたちが列をなして質問をしてきました。お父さんたちの話を聞いてみると、やっぱりお父さんたちも困っていらっしやいました。そういったことで、お父

さん向けのプログラムもやったのですが、お話の中で私になるほどと思ったのは、お母さんはママ友がいて愚痴を聞いてもらっているし、共感してもらえることもあるが、お父さんはどうしていいかわからないし、お母さんに尋ねると、何々ちゃんのお父さんはこんなことしてくれるのにと愚痴を言われてしまう。違う違うと駄目出しはされるけれども、どうしていいかわからないし聞く場所もない。パパ友をつくるというのはなかなか難しいし、職場で少しは相談できるようになってきたとはいえ、お昼休みにお弁当を食べながら子どもの話を30分聞いてくれる同僚がどれぐらいいるかということで、お父さんも困っているのだと感じました。

これからはお父さんの育児参加はもちろん、お父さんの支援も考えていく必要があると感じております。

○千田美津子委員 八木先生の長年の御経験の中から、きょうはさまざま事例を交えてお話しいただいて、すごくわかりやすかったです。

さまざまな支援は気づいたところからスタートするというお話がありました。なかなか相談所に行きたくても、敷居が高く感じる人もいるというような、そういう気づきがたくさんあればいいなと私も思っています。

役所の窓口全体の力を高めていくことが大事だということをお話しいただきました。私も昔、市役所でかなり長く窓口対応をしておりました。福祉ではないのですけれども、そういう中では相談までいかないけれどもさまざまな話をされるのです。そういうときに、その背景にあるものを感じ取ることができたら、必要なところにつなげることができるのだと、自分も感じていました。要保護児童対策地域協議会などがあるわけですけれども、八木先生のこれまでの経験の中からどういう連携が必要になってくるのか。

経験のある方もいらっしゃいますが、若い方々は機械的な受け答えをする場面も非常に多いので、なかなか難しいところがあるのですけれども、そういう方々も含めて全体をレベルアップし、バージョンアップするためにはどのようにやっていけばいいのでしょうか。

○八木安理子参考人 役所というのは、さまざまな方が来る場所ですよ。なおかつ相談の場所というのは、おっしゃるとおり敷居が高く、相談したらいきなり子どもを連れていかれるのではないかと、子どものことなんかかわいくないなんて言ったら、その場で逮捕されるのではないかと思っている方もいます。確かに児童虐待がテレビで報道されるようになって、親御さんたちはますます追い詰められている現状にあると感じています。

むしろ役所の中でそういった気づきの目を大事にしていきたいというのはずっと思っておりまして、市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関に対しては厚生労働省で定められた義務研修がありまして、研修を必ず受けて専門的な知識を高めることになっています。

一方で、先ほどのような庁内全体での意識を高めるという意味では、これも予算化されているので、市町村でやろうとすれば、要保護児童対策地域協議会として、それぞれの関係機関向けの研修ができます。

もし窓口の人に経験がなくても、管理職に相談できることや、その管理職がこの組織を知っているということが大事です。各市町村にはほぼありますので、要保護児童対策地域協議会という組織を知っておくこと。そして、関係機関も、児童福祉課がやっていることだから知らないではなく、誰に声をかけたらいいよとか、あそこの係長が話を聞いてくるよと言えるかどうか重要です。これは、市町村の努力にかかってくると思うのです。一番身近な公的機関になるかと思いますので、その力を付けていかなければなりません。

先ほど申したように、虐待という言葉を使うのは、やはり抵抗があります。虐という言葉は、残虐など強い言葉です。欧米では、マルトリートメントというように、適切ではないというような、不適切というような言い方をされています。やはり虐待というように言っているのかという不安感があるので、そこを支援のスタートとするように市町村で丁寧に対応していくことが大事だと思いますし、研修は各市で始めていますので、そういったことを広げていくことや、市町村で窓口を明確にしておくことは大事だと考えております。

○千田美津子委員 ぜひそういった意味で、これは役所だけでなく、八木先生がまとめられたように、地域や家庭、住民支援で、支援の輪を広げることにつながるの、それぞれの場所でみんなが連携する状況をつくるのが大事だと思います。

ある市町村では、例えば6カ月健診とか1歳6カ月の乳幼児健診の受診率が、6割を切っている状況で、すごく低いなと思ってびっくりしたのです。さまざまな家庭の状況があって、その後、訪問支援などをしながら何とかすくい上げているのかもしれませんが、平均がこれなのでびっくりしてしまいました。これは、令和元年、2年の数字だったので、今はどうなっているかわかりませんが、しっかり調べていかなければならないと思うのですけれども、この状況についてどう思われますか。

○八木安理子参考人 先ほどの国の死亡事例の検証報告でも、未受診という事例が結構あります。

ただ、これは私自身も細かくはわかっておりませんが、例えば保育所の入所率は地域によってばらつきがあります。都市部と、それから農村部、地域によって、乳幼児の間は保育所に入れるところもあれば、東京や大阪のように保育所に入りたくても入れないというような状況がございます。健診へ行かなくても、保育所には園医がいて健診がありますので、乳幼児検診に行かなくてもいいという方々もいるのかもしれませんが、何%というのはわからないのですけれども、ただ本当にどこにもかかっておられず、1人で困っていらっしやるということがあります。

そういったときには家庭訪問をして、直接どこにもつながっていない場合には、地域子育て支援などでつながっていく場合もあるのですけれども、辛さを抱えている親御さんの中には、そこへ行けない方もいらっしやるのです。そういう親のつながりが辛いという場合があります。民生委員、児童委員さんたちが少し気をつけていたり、幾重にも支援の輪をつくり、ショートステイであったりとか、養育支援訪問、家庭訪問事業などを入れてい

くとか、それらを駆使しながら、孤立、孤独化を防いでいくということが大事なのかもしれないと思っております。

○千葉秀幸委員 児童虐待は、一つの角度ではなくて、あらゆる角度が想定されるので、逆に改善も難しいと思いつながりながら話を聞かせていただきました。

そんな中で、先ほど話に出ているとおり、例えば電話相談であったり、役所に行く方々は、比較の実態を把握されている方々ですが、来られない声なき声への気づきというのが本当に大事であり、かつ難しいと思いつているところだと思います。あとは、1度DVや虐待を受けてから、どう復活できるか、どう日常を取り戻せるかというのも非常に難しいと思います。

そこで質問なのですが、もちろん岩手県でも虐待の数はふえているのですが、中央に行けば行くほど数が多いと思うのです。これは、人口が多いということも単純には言えるのですが、例えば岩手県においても、一つの考え方ですが、日常の暮らしやコミュニティーがすごく大事だと思いつている、私の子どもはまだ小さいのですが、隣近所のばばのところに遊びに行ってくるなんて言って、親戚でなくてもそういったところで子どもを見てもらったり、あるいは気づいてもらったり、1人の子どもが多くの人目に触れる機会が多ければ多いほど、気づきとか改善につながるとは思うのです。実際はコロナ禍だったり、核家族だったり、どんどんコミュニティーが減ってきていることから、もちろん改善してほしいですし、減ってほしいと思うのですが、これからもっと虐待がふえてくるのではないかと懸念しているのですが、八木先生はどう思われているのか伺います。

○八木安理子参考人 育児の大変さというのは本当にそれぞれですが、子育てというのは1人では絶対できないことです。私はもう時間がたってしまうと、今はよかったねと思えますけれども、子育てのときはぎやあぎやあ言うし、文句も言うし、壊したり、こぼしたり、言うこと聞いてくれることはそうそうあるものでもなく、1人でやっていくと大変で、今おっしゃったような地域の場所があるということは本当に大事です。スライドにもありますが、虐待してしまうことが悪と考えることより、誰もがなりうるということもおかしくないぐらいに大変な環境であるものだと考えられます。

近代化といわれ、核家族化といわれもう何十年にもなっています。一方で、私自身が30年ぐらい子ども家庭相談をやってきて、こんな親どうしようもないよとか、一体あの親は何考えているんだと言われた方や、児童相談所によって一時保護されたり、施設に入所したことがあるようなお子さんがずっと地域でかかわっていく中で、立派な大人になったり、虐待していた親御さんがおじいちゃん、おばあちゃんになって、温和になったりするのも見してきました。ある子は、お母さんとここで相談していたので、私が子どもを産んだら相談していいんだよねと親になって来てくれることができました。そのように地域で丁寧に支援しながら、そして支援の手を緩めることなく継続的にやっていくことが重要なのです。本来ならば地域でできたらいいのですけれども、隣に誰が住んでいるとか、気軽に声かけられない状況があると思います。通告せざるを得ないというようなところまでいくと、個人を尊重するという文化の中では、公の機関や地域の機関、ネットワーク、そして今お

っしやったような地域のつながりをつくる我々の役割が併せて必要なのだろうなと思っています。

子育ては、どの時代も親だけでなくさまざまな人が手を携えてきた文化だと思いますし、これからも続くと思っています。ただし、関係機関とか関係者というのが、今までの地域の井戸端会議しているおばちゃんたちがもしなくなったとしたら、そこに代わるさまざまな形の地域の組織の生成というものが必要になってくると感じています。

○千葉秀幸委員 私の父もそうですけれども、かわいい子には旅させろとか、人の飯を食べて子どもは成長するもんだなんて言うのですが、実際に面倒を見るのはもちろん親なのですけれども、そうやって多くの人がかかわって育てられるべきですし、そのほうがさまざまな感性やら、成長にも前向きなものになると思っていますので、改めてコミュニティーの中で、あるいはコミュニティーが多いほうが人の目に触れるので、そういう機会はやはり必要だと思いました。

○小西和子委員 私も十数年前からオレンジバッジをつけて、子どものことについては毎回質疑をしております。

まず一つは、こども家庭庁が立ち上がります。先ほどのお話にもありましたように、職員がなかなかふがないといひましようか、岩手県の実態もそうだと聞いたのですけれども、例えば以前であればベテランの相談員の方が大変な家庭に行って、収めてくるようなことがあったのですけれども、最近だとベテランの方も少ないので、若い方がそういう場に行かなければならないです。辞めたいと言っている人もいるというような相談を受けたことがありました。人員不足を補うために、先日の概算を見ましたら、相談員のOB、OGの方も雇用する予算が組まれていました。間口が広いので、児童虐待にかかわる施策の中で、こども家庭庁の施策で期待できることがありましたら教えていただきたいと思ひます。

もう一点は、こども家庭庁の施策を進める中で、子どもの権利条約に基づいた施策が大事だと何かで読んだように記憶しているのですけれども、子どもの権利を前面に出していく必要があると思ひます。岩手県はなかなか条例をつくれなくておりましたが、全国にはつくっているところもたくさんあります。そうすることで、虐待もそうなのですけれども、教育にかかわっても、さまざま子どもが大事にされないこともあつたりしますので、子どもを大事に育てていくのだというところでも、この条例は大事だと思料してきたところですが、八木先生はそのことについてどのようにお考えかお伺ひいたします。

○八木安理子参考人 とても大切なところで、私も国の動きについては注視して見ているところです。8月の児童相談所長会の動画での厚生労働省のお話も聞きながら、どう進んでいくのか、虐待防止に携わっていた人間としても、児童虐待防止協会の人間としても、そして地域の支援者としても重要だと感じているところです。

まだよくわからず、私からこうですと申し上げられない段階で、概算要求も出ましたが、それをどのように解釈していくのか。こども家庭センター構想も出ました。でも、それを

どう理解して、どう解釈して、そしてどう運用していくのかによるなと思います。どちらかという私は現場の人間ですので、どうしても法律的なところからというよりは実際にどう動いていくのかに注目しています。

学校の先生だけでも、保健師だけでも、そして当然児童相談所だけでも、市町村だけでも何とかなるものではなく、それぞれの役割をやっていこうとすると、横のつながりがとても大事で、そこをどのように持っていくのか。それがこども家庭庁もそうだし、それからこども家庭センター構想だとか、そういったところもこれから調査をしていかれるというようなお話もありましたので、それを見ていきたいなと思います。

子どもの権利については、すごく大事だと思っています。子どもが自分なりに意見を言ったり、考えを伝えていいのだと思いますが、それが間違っているときもあるし、今思っているだけなのか気をつけなければいけないと思います。

例えば宿題をしたくないといったときに、宿題をしたくないというのは、本当にそうなのか、今嫌だなど思ったからなのか。例えばお母さんが、もう子育てなんて嫌とか、うちの夫なんてもう帰ってこなければいいのにというときに、これはもう離婚だなど思わないですよ。そう言いながらも、50年間とっても仲よくしている夫婦をたくさん見えていますので。子どもの声を聞いてくれる人がいるのだと、そのまま受け止めてくれる人がいるのだと、その中で自分の考え方を少し変えてみたり、思い直してみたり、振り返ってみたりというようなことができるという意味で、私は地域で大事にしてほしいのは、子どもの声を聞くということです。それは、学校の先生も、保育士も、そして児童相談所も聞いているのですが、一時保護するときのかかわりは調査になりますけれども、その中でも子どもの気持ちを聞く、子どもにもきちんと状況を説明することが大切です。

虐待を受けて児童養護施設で育った人たちの中の何人かから、いきなり連れていかれて、そして何か検査をされると言われて嫌な思いをしたというお話がありました。そのようなことを今回改正されるというところでは、これもどう使っていくのかによると思うのですけれども、子どもが一人の人間として説明を受けたり、自分のことについてしっかりと知ることができ、そしてそのとおりになるかどうかはわかりません。嫌だと言ったからといって、そうですとはいかないけれども、自分なりの思いを言ってみることは大事にしていきたいです。子どもに会ったりとか、子どもの話を聞くように努めてきたのですけれども、そのような取り組みが進んでいくのか期待したいところです。

どのように使われていくかというのは、令和6年、私も期待しながら見ていきたいと思っていますし、言える意見は一生懸命伝えたい、現場の声を伝えたいと思っています。

○工藤大輔委員 国では、児童相談所の運営指針というのがあって、全国一律それに沿って運営していると思いますが、全国でさまざまその対応についてばらつきがあるという話もあったり、取り組みによっては民間であったり、第三者機関であったり、その取り組みの評価が必要ではないのかというような事例があると聞きます。

一般的にどの児童相談所も、都道府県も、やっている対応については適切だと聞けば答

えるのです。見逃しであったり、事件等に発展した際に、これは失敗だったとか、こういう事例だったということが全国的な大きい事案になってしまっていると。それを防ぐという観点で、そういった取り組みも必要かと思いますが、八木先生の見解、そして全国的な取り組みだとか、それに対しての重要なポイントはどのようなものか、考えをお伺いしたいと思います。

○八木安理子参考人 私は直接そこに携わっていないのですが、今児童相談所へ向き、第三者としての調査を進めている方々からお話を聞くことがあります。あくまでも、これは公式な意見ではないのですが、確かに児童相談所によって運営が違うというのはあるようです。また、地域性のようなものがあると聞いたりします。

例えば件数ですけれども、大阪全体でいくと、多分一番多い件数なのですから、2万件を超えていると思うのです。全国児童相談所で20万件と話をさせてもらったと思いますが、そのうちの1割ぐらいが大阪府と堺市、大阪市ということです。一つにはカウントの仕方が異なる点もあると聞いています。どうカウントするのか、兄弟をどう数えるのか、2回あったときにどうするのかとか、全国的に統一されていないと聞いているのですけれども、それだけではなく地域によって児童虐待の状況も異なります。例えば東京都、大阪府などの都市部では一時保護所は常に満杯で入れないので、児童養護施設に一時保護委託をお願いしないといけない状況が続いていたり、他の都道府県にお願いするということがあります。一方で一時保護所の定員の2割、3割ぐらいしか子どもたちがいないという地域もございます。それを考えますと、恐らく随分とそれぞれ違うかもしれないです。

児童虐待の件数も、市町村として考えたときに、中核市で全体で調べましたところ、30件というところがあります。今言ったように800件のところもあれば、1,200件というところもあると考えると、児童相談所そのものでも随分と違う部分があるかもしれません。ただそれだけではなく、児童相談所に第三者の客観的な視点が入ることは、とても重要なことだと考えておまして、実際にその中で聞かれて初めてほかの児童相談所との相違を感じるということもあろうと聞いています。自分たちがやっていることは、自分たちの中ではこれでも精いっぱいやっていると思うかもしれませんが、本当にそうなのかということと、国全体を挙げてどういうことが必要なのかとか、何がよかったのかということをもとめていく必要があります。

恐らく児童相談所の方々は精いっぱいなので、走り回って次々に起こってくる案件に飛び回ってしまっていますので、そういったことを違う立場で客観的に見られる人たちが、こんな方法がいいのではないかと行っていくことは必要ですし、児童相談所に第三者が入って話を聞いて、調査を進めるということは、これからとても大事な作業になろうかと思うので、大変だとは聞いておりますけれども、進んでまた報告が出ることを楽しみにしております。

○工藤大輔委員 説明いただいたとおり、岩手県も児童相談所の職員は本当に大変だと思いますし、案件が重い、軽いとは言いませんけれども、その内容や質によって対応にかか

る日数から何から、随分違うのだと思います。今話した内容の必要性はすごく感じるし、一方で児童相談所の負担をこれ以上かけていいのかというような思いもあり、どういう形で取り組むべきなのか、どう取り組む方向性がいいのかと考えるときもあります。

そういった観点から見れば、子どもの権利が守られているか、本当に最悪な事態を防ぐような対応ができたかどうか、そこから始めなければいけないと思うのですけれども、指摘であったり、先進的な取り組みがあれば教えてください。

○八木安理子参考人 例えば一時保護所一つを取っても、新しくできたところは個人のスペースとかプライバシーが守られるような空間ができていますし、何十年前にできたところになると、とにかく精いっぱいとか、廊下に寝かせないとスペースがないところもあると聞きます。そこについてこうすべきというのはすごく難しい気がするのですけれども、日々攻撃されることも多いですし、毎日追われることもあって、走り回ることになるかと思うのですけれども、やっぱりうまくいっていることも多々あると思うのです。そういったところに、うまくいったときには焦点が当てられなくて、何か事件があると焦点が当てられる。そうなってくると、またそもそもどうしてそんなことになったのかとなる。それはすごく大事で、振り返ることというのと、それから同じようなことにならないというのは大事なのですけれども、せっかくうまくいったところをほったらかしにする必要はないのではないかなと思います。

そういった意味では、しっかり振り返ったり、反省することは反省するにしても、うまくいっているところを事例として挙げていくということと、そういったことを研究してまとめていたり、報告するということがとても大事なのだろうなと思います。特にそういったことをやっている場所と、それから忙しくてできない部分もあろうかと思うのですけれども、まとまっていくと、これからもっと都道府県を越えてさまざまな技術が身についたりとか、対応策がつくられていくと考えています。

○吉田敬子委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 私からもお伺いしたいのですが、児童虐待による死亡事例の中での加害者の割合が実母が6割近いということで、その理由としても実母に育児が偏り過ぎている現状があるとお話がありました。例えば海外の事例では、児童虐待の死亡事例の加害者の割合に違いがあらわれているのか。あと死亡事例の中の3歳児以下、特にゼロ歳児が多いのですけれども、個人的には特定妊婦の支援というところ、望まない妊娠が岩手県でも顕著にみられるので、そういったところに対する支援について、市町村がやるべきところなのですが、なかなか都道府県でできることが私自身も見当たらないので、先ほどアウトリーチのお話もありましたが、そのような先進的な取り組みがあれば教えてください。

○八木安理子参考人 確かに日本の女性のほうがパーセンテージ的に育児の担い手になっているというのは、数字としてはあろうかと思えます。ただ、欧米の先進的な方々からお話を聞くと、死亡事件についても、アメリカ、イギリスもやはり日本に比べては多いと

思っております。

ただ、日本と少し違う、難しいなと思うのは、ドラッグの問題であるとか、それから人種の問題などがあると思います。1度ニュージーランドに行ったときになるほどと思ったのですけれども、通告を受けて家庭訪問をするときに、必ずその民族のアクセサリーをつけていくとおっしゃるのです。ですので、そういった文化を大事にしながら訪問に行くと聞いたときに、日本でそういう視点はなかったと思いました。今さまざまな施策が変わっているのですけれども、まずは育児をきちんとできる家庭基盤をつくろうとなったり、アメリカでも教育をしっかりスタートさせようというところもあるかと思います。

例えばネグレクトに対する意識も、法律は州によるのですけれども、アメリカであれば、13歳未満は絶対子どもを1人にしてはいけないとか、3歳、4歳であれば1人でお使いに行かせることが児童虐待になります。日本は津守式という発達を調べる検査があるのですけれども、聞き取り調査で、3歳で1人でお使いに行けますかという項目がありました。そこで、子どもの社会性ができているのかを見るのですけれども、このように国によって随分違うと思っております。

日本は女性が育児をするというのがかなり大きく、育休も含めてですけれども、そういったところではこの死亡のところよりは、虐待通告の中での女性の多さというところも考えると、女性にかかる比率というのが日本は大きいのかと思っております。韓国でも、そういったことが見られると聞きます。数字を今すぐに言えなくて、申し訳ありません。

特定妊婦については、アウトリーチというお話もあるのですけれども、考えるところでは、10代の妊娠であるとか、それから親に言えないままどうしていいかわからなくなって、どんどん月日がたっておなかが大きくなってしまったということがあります。それから私自身も裁判の傍聴で聞かせてもらったケースがあります。生理が止まってどうしたらいいのかわからなくなり、更におなかの動きがぐらぐら動いても何だろうと思いつつ、結局産み落としてしまった。それを考えたときに、どんな思いだったのだろうと思うのです。自分の体の変化や、そして知らなかったと思おうとしなければいけない、その前の段階ではいろいろな男性との性交渉であったりとか、そのときに嫌なことを嫌と言えなかったと考えたときに、子どものときに、男の子も女の子も自分の体はとても大事であることや嫌なことは嫌だと言っていいのだと教えておくことが重要だと思いました。

もちろん妊娠してからということもあるのですけれども、そういったことも大事なのだろうと感じますし、それから妊娠して誰にも言えないというときに、大阪府は一番初めに妊娠SOSというのをスタートしているのですけれども、例えばトイレだとか、ちょっとしたところにそこへの連絡先があります。担当の方に聞いてなるほどと思ったのですけれども、これは市町村では駄目だということです。なぜかという、相談者は知られるのではないかと不安になるので、大阪府という市町村より離れたところがやることに意味があるのです。

途中で電話を切られることもあるようですが、説教するとか、そんなことはせず、とに

かくまず聞きながら、体の状況だとか、どこら辺に住んでいるのかも含めて聞いていきながら対応しているようです。そういう取り組みであるとか、恐らく少しずつさまざまな団体がされていると思うのですけれども、妊婦さんへの支援という意味では、地域の母子保健で丁寧にしていくということ、これも恐らくこども家庭センターの設置というところで、より充実していくこと、丁寧に対応していくことが望まれます。怒られるとか、何か注意を受けるのではないかと思ってしまう方々も多いです。

そういう意味では、一步進んでいくという形で、それぞれが何か一つで全部できるということは本当にはないと思います。ある程度健康的なところで、さまざまな教室があったりとか、そんなところがあればいいですけれども、そこへ来られない人たちにアウトリーチをしていきます。

もう一つは、そこも顔を見ることができなければ、チラシだとか、今はSNS相談も進んでいると聞きますが、さまざまな形での支援の方法というのが考えられるかと思います。もう少しその前のところも私は大事なかなと感じています。

○吉田敬子委員長

質問のほうは、ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 ほかにないようですので、本日の調査はこれをもって終了いたします。

八木先生、本日はお忙しい中ありがとうございました。児童虐待について、行政窓口だけでなく、学校や地域、個人、そして子ども自身の声を上げる力だとか、そういったところも大事だと改めて思いました。県議会としてもしっかり取り組んでいきたいと思っております。御講演をいただきまして、誠にありがとうございました。

○八木安理子参考人 ありがとうございました。

○吉田敬子委員長 委員の皆様には、次回の委員会運営等について御相談がありますので、しばしお残り願います。

次に、1月に予定されております当委員会の調査事項についてであります。御意見等がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 特に御意見等がなければ、当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、来年1月に予定されております当委員会の県外調査についてであります。お手元に配付しております委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、併せて今後の新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、調査実施の有無も含め、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、調査計画に変更があった場合には追って通知いたしますので、御了承願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。
お疲れさまでした。